

## 平成14年度定期監査結果の概要について

### 1 監査の対象年度

監査は、平成13年度の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について実施しました。

### 2 監査の対象機関及び実施期間

監査は、375 機関（普通会計 356 機関、企業特別会計 19機関）を対象にして、平成14年5月16日から平成14年12月26日までの間に実施しました。

### 3 監査の実施方法

監査は、次の方法で実施しました。

- (1) 普通会計の356 機関のうち、213 機関については実地監査を、143 機関については書面監査を実施しました。

区 分	対 象 機 関 数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	6 7	6 7	0
現 地 機 関	2 8 9	1 4 6	1 4 3
計	3 5 6	2 1 3	1 4 3

- (2) 企業特別会計の19機関のうち、14機関については実地監査を、5 機関については書面監査を実施しました。

区 分	対 象 機 関 数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	6	6	0
現 地 機 関	1 3	8	5
計	1 9	1 4	5

#### 4 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次のとおりです。

##### (1) 普通会計

区 分	指摘事項(件)	指導事項(件)	検討事項(件)	計 (件)
収 入 事 務	2	15	3(1)	20
契 約 事 務	3	37	20(3)	60
支 出 事 務	9	75	6(3)	90
補 助 金 事 務	-	2	-	2
財 産 管 理 事 務	1	31	1(1)	33
計	15	160	30(8)	205

(注) 検討事項欄の件数は、検討事項の対象となった機関数です。

検討事項の項目数は、( )内の数字となります。

##### (2) 企業特別会計

区 分	指摘事項(件)	指導事項(件)	検討事項(件)	計 (件)
収 入 事 務	-	1	-	1
契 約 事 務	-	4	1(1)	5
支 出 事 務	3	12	1(1)	16
補 助 金 事 務	-	-	-	-
財 産 管 理 事 務	-	1	-	1
計	3	18	2(2)	23

(注) 検討事項欄の件数は、検討事項の対象となった機関数です。

検討事項の項目数は、( )内の数字となります。

#### 5 監査結果の概要

##### (1) 普通会計

###### ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

###### (ア) 収入事務

- ・ 職員宿舍貸付料などの調定期が遅いもの(1件)
- ・ 受託料の調定・収入の手続きが行われていなかったもの(1件)

(イ) 契約事務

- ・ 随意契約の理由が適切でないもの（１件）
- ・ 見積書を徴取していないもの（１件）
- ・ 入札事務が適切でないもの（１件）

(ウ) 支出事務

- ・ 扶養手当支給に誤りがあるもの（３件）
- ・ 住居手当支給に誤りがあるもの（４件）
- ・ 通勤手当支給に誤りがあるもの（１件）
- ・ 旅費支給に誤りがあるもの（１件）

(I) 財産管理事務

- ・ 行政財産目的外使用許可に誤りがあるもの（１件）

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは、次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(ア) 収入事務

- ・ 未収金の縮減に一層努力を要するもの（５件）
- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費等の調定時期が遅いもの（３件）
- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費を徴取していないもの（２件）
- ・ 高等学校授業料の減免事務が適切でないもの（２件）
- ・ その他（３件）

(イ) 契約事務

- ・ 請書が作成されていないもの（４件）
- ・ 予定価格の設定等が適切でないもの（１３件）
- ・ 業者等選定事務が適切でないもの（３件）
- ・ 随意契約の理由等が適切でないもの（５件）
- ・ 見積書の徴取が適切でないもの（５件）
- ・ 契約書が保存されていないもの（２件）
- ・ その他（５件）

(ウ) 支出事務

- ・ 職員手当支給に誤りのあるもの（少額なもの）（５件）
- ・ 旅費支給に誤りのあるもの（少額なもの）（１２件）
- ・ 監督職員と検査職員が同一人であるもの（７件）
- ・ 建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの（１６件）
- ・ 建設廃棄物処理に関する費用が計上されていないもの（２件）
- ・ 支出科目に誤りのあるもの（２件）
- ・ 支出負担行為決議が適切でないもの（２件）
- ・ 完了検査の方法等が適切でないもの（３件）

- ・ 支払時期の遅いもの（ 2 件）
- ・ 予算措置がされていないもの（ 2 件）
- ・ 需用費等の執行が年度末に偏っているもの（ 3 件）
- ・ 報酬の支払事務が適切でないもの（ 2 件）
- ・ 賃金の支払事務が適切でないもの（ 2 件）
- ・ 物品購入事務が適切でないもの（ 2 件）
- ・ その他（ 13 件）

(I) 補助金事務

- ・ 実績報告書の内容が適切でないもの（ 1 件）
- ・ 完了検査調書の内容に誤りがあるもの（ 1 件）

(オ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に関する帳票の整理を要するもの（ 6 件）
- ・ 物品に関する帳票の整理を要するもの（ 12 件）
- ・ 公有財産の管理に関する事務が適切でないもの（ 5 件）
- ・ 備品の管理又は処分に関する事務が適切でないもの（ 8 件）

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に関する制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は、次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めました。

(ア) 収入事務

- ・ 市町村等への派遣職員の給与及び手当等については、「職員の派遣に関する協定書」により、派遣先の市町村等が負担することとされているが、その負担額について年度末に一括請求して納付を受けていることから、早期収入を図るため、期間を区分して請求することについて検討を求めたもの（ 3 機関）

(イ) 契約事務

- ・ 高等学校や地方事務所等の校（庁）舎及び宿舍の修繕工事において、予定価格を設定するために事前に見積りを依頼した業者が入札等に参加し、落札している事例が多数見受けられ、競争性が損なわれている状況にあるので、適正な処理について検討を求めたもの（ 18 機関）
- ・ 公共工事の実施にあたり、鉄道関連工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託して行う場合、従来から両者の協定書に基づき工事を施工しているが、工事費の積算内訳が不明確な状況にあるので、積算根拠が明確になるよう内訳書等の徴取について検討を求めたもの（ 1 機関）
- ・ 公共工事の実施にあたり、下水道関連工事を日本下水道事業団に委託して行う場合、従来から両者の協定書に基づき工事を施工しているが、見積書を徴取していない状況にあるので、見積書の徴取について検討を求めたもの（ 1 機関）

(ウ) 支出事務

- ・ 現地機関での工事請負費及び委託料の執行で、当初設計額を算出する方法と異なる方法で精算額を算出しているものが複数見受けられるので、同一の取扱いができるよう改善について検討を求めたもの（１機関）
- ・ 公共工事の廃棄物については、適正な処理が求められているところであるが、小規模な工事について廃棄物処理費の未計上のものや処理状況を確認できる書類等が添付されていないなどの状況が見受けられるので、適正な処理について検討を求めたもの（４機関）
- ・ 交番及び駐在所新築工事等については警察本部で発注しているが、工事費が概ね 1,000万円以上の工事について専門職員が配置されている住宅部施設課に工事施工依頼して実施する営繕工事制度があることから、この制度の活用について検討を求めたもの（１機関）

(I) 財産管理事務

- ・ 研修施設における宿泊棟の利用者が少ない状況にあることから、利用率の向上について検討を求めたもの（１機関）

(2) 企業特別会計

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

(ア) 支出事務

- ・ 扶養手当支給に誤りがあるもの（１件）
- ・ 通勤手当支給に誤りがあるもの（１件）
- ・ 物品購入の支出科目に誤りのあるもの（１件）

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは、次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(ア) 収入事務

- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費に徴収していないもの（１件）

(イ) 契約事務

- ・ 予定価格の設定等が適切でないもの（３件）
- ・ 契約の方法が適切でないもの（１件）

(ウ) 支出事務

- ・ 特殊勤務手当の支給事務が適切でないもの（１件）
- ・ 旅費支給に誤りがあるもの（１件）

- ・ 建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの（４件）
- ・ その他（６件）

(I) 財産管理事務

- ・ 公有財産の管理に関する事務が適切でないもの（１件）

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に関する制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は、次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めました。

(ア) 契約事務

- ・ 病院の修繕工事において、予定価格を設定するため事前に見積りを依頼した業者が入札等に参加し、落札している事例が見受けられ、競争性が損なわれている恐れがあるので、適正な処理について検討を求めたもの（１機関）

(イ) 支出事務

- ・ 公共工事の廃棄物については、適正な処理が求められているところであるが、小規模な工事について廃棄物処理費の未計上のものや処理状況を確認できる書類等が添付されていないなどの状況が見受けられるので、適正な処理について検討を求めたもの（１機関）

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、長野西高等学校ほか374機関について監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成15年2月20日

長野県監査委員

島田基正  
柳沢政安  
内田雄治  
柳澤賢二

- 1 監査対象年度 平成13年度
- 2 監査対象機関、監査年月日及び監査の結果
  - (1) 普通会計
    - ア 実地監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
長野西高等学校 自然保護研究所 長野中央警察署 高速道路交通警察隊	平成14年5月16日 " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 "
生活安全特別捜査隊 交通機動隊 野菜花き試験場 野菜花き試験場佐久支場 長野教育事務所 婦人相談所 衛生公害研究所	平成14年5月22日 " " " " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 "
篠ノ井高等学校 消防学校 更埴警察署 工業試験場 食品工業試験場 長野高等学校	平成14年5月23日 " " " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " " 指導事項を除き、適正であると認められた。
総合教育センター 生涯学習推進センター 松本食肉衛生検査所 農業総合試験場	平成14年5月29日 " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 受託事業で、受託料について調定・収入の手続きが

農事試験場 果樹試験場 長野養護学校	" " "	行われていなかった。 適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。
長野盲学校 身体障害者リハビリテー ションセンター 北信保健所 中野西高等学校 中野高等学校	平成14年5月30日 " " " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
上伊那農業高等学校 南信農業試験場	平成14年6月6日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 "
阿南高等学校 阿南少年自然の家 飯田保健所 飯田警察署	平成14年6月7日 " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " "
信濃学園 波田学院 南安曇農業高等学校 中信労政事務所 計量検定所 松本消費生活センター	平成14年6月13日 " " " " " "	適正であると認められた。 " " " " "
塩尻志学館高等学校	平成14年6月14日	指導事項を除き、適正であると認められた。
上田高等学校 上田東高等学校 長野農業改良普及センタ ー	平成14年6月18日 " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
蘇南高等学校 木曾建設事務所 木曾警察署	平成14年7月10日 " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
木曾地方事務所 木曾福祉事務所	平成14年7月11日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
土尻川砂防事務所 長野工業高等学校 長野食肉衛生検査所 千曲川流域下水道建設事 務所 須坂看護専門学校	平成14年7月12日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 " " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 "

須坂商業高等学校	〃	適正であると認められた。
諏訪保健所	平成14年7月16日	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪実業高等学校	〃	適正であると認められた。
諏訪警察署	〃	〃
諏訪建設事務所	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 行政財産目的外使用許可に誤りのあるものがあった。
下諏訪向陽高等学校	〃	適正であると認められた。
諏訪地方事務所	平成14年7月17日	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪福祉事務所	〃	適正であると認められた。
岡谷警察署	平成14年7月18日	適正であると認められた。
岡谷東高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
精密工業試験場	〃	適正であると認められた。
林業総合センター	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 32,000円)
白田建設事務所	平成14年7月24日	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 役務費の執行で、特段の理由がないのに1者見積りによる随意契約をしているものがあった。
佐久警察署	〃	適正であると認められた。
佐久建設事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
野沢北高等学校	〃	適正であると認められた。
佐久地方事務所	平成14年7月25日	指導事項を除き、適正であると認められた。
佐久福祉事務所	〃	適正であると認められた。
姫川砂防事務所	平成14年7月30日	指導事項を除き、適正であると認められた。
大町高等学校	〃	適正であると認められた。
安曇養護学校	〃	〃
大町建設事務所	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 役務費の執行で、見積書を徴取していないものがあった。
北安曇地方事務所	平成14年7月31日	指導事項を除き、適正であると認められた。
北安曇福祉事務所	〃	適正であると認められた。

犀川砂防事務所 明科高等学校 大町保健所 穂高商業高等学校 水産試験場 水産試験場諏訪支場 水産試験場佐久支場	平成14年8月1日 " " " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " "
上小地方事務所 小県福祉事務所	平成14年8月6日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
上田保健所 上小農業改良普及センター 上田建設事務所 上田教育事務所	平成14年8月9日 " " "	適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
伊那建設事務所  伊那養護学校 伊那保健所 伊那家畜保健衛生所	平成14年8月20日 " " "	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあったものがあった。 (過支給額 147,000円) 適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。
上伊那地方事務所 上伊那福祉事務所	平成14年8月21日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
伊那北高等学校 西駒郷 岡谷技術専門学校 福祉大学校 花田養護学校	平成14年8月22日 " " " "	適正であると認められた。 " " 指導事項を除き、適正であると認められた。 "
中野建設事務所 北信新幹線事務所 飯山養護学校 飯山建設事務所 飯山照丘高等学校	平成14年8月28日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
北信地方事務所 北信福祉事務所	平成14年8月29日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
上田警察署 工科短期大学校 小諸高等学校	平成14年9月4日 " "	適正であると認められた。 " "

佐久農業改良普及センター 北佐久農業高等学校	” ”	” 次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 48,000円)
佐久高速道事務所 小諸商業高等学校 佐久保健所 佐久家畜保健衛生所	平成14年9月5日 ” ” ”	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。
更埴建設事務所 屋代高等学校 須坂建設事務所  須坂青年の家	平成14年9月6日 ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 21,000円) 指導事項を除き、適正であると認められた。
飯田教育事務所 飯田長姫高等学校 飯田建設事務所  飯田高等学校	平成14年9月12日 ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 ” 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 委託契約で、入札事務が適正に行われていないものがあつた。 適正であると認められた。
下伊那地方事務所 下伊那福祉事務所	平成14年9月13日 ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
松本保健所 松本児童相談所 情報技術試験場 松本建設事務所 松本深志高等学校	平成14年10月16日 ” ” ” ”	適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 ” 適正であると認められた。
松本地方事務所 松本福祉事務所	平成14年10月17日 ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
木曾保健所 畜産試験場 中信農業試験場 豊科建設事務所	平成14年10月18日 ” ” ”	適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。

松本技術専門学校	"	(指摘事項) 旅費支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 14,098円) 適正であると認められた。
東京事務所	平成14年10月22日	適正であると認められた。
長野建設事務所	"	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野保健所	"	適正であると認められた。
長野地方事務所	平成14年10月23日	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野福祉事務所	"	適正であると認められた。
医務課	平成14年10月29日	検討事項を除き、適正であると認められた。
保健予防課	"	適正であると認められた。
食品環境水道課	"	指導事項を除き、適正であると認められた。
薬務課	"	適正であると認められた。
建築管理課	"	"
住宅課	"	指導事項を除き、適正であると認められた。
施設課	"	適正であると認められた。
議会事務局	"	"
地方労働委員会事務局	平成14年10月30日	適正であると認められた。
危機管理室	"	検討事項を除き、適正であると認められた。
警察本部	"	"
林政課	"	次の指摘事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 22,000円)
林業振興課	"	検討事項を除き、適正であると認められた。
森林保全課	"	適正であると認められた。
農政課	平成14年11月6日	適正であると認められた。
農業技術課	"	検討事項を除き、適正であると認められた。
園芸特産課	"	適正であると認められた。
畜産課	"	"
土地改良課	"	検討事項を除き、適正であると認められた。
農村整備課	"	適正であると認められた。
人事課	"	"
職員課	"	検討事項を除き、適正であると認められた。
管財課	"	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
財政課	"	適正であると認められた。
税務課	"	指導事項を除き、適正であると認められた。
法規学事課	"	検討事項を除き、適正であると認められた。
国際課	"	適正であると認められた。



人権・同和政策課 市町村課	” ”	適正であると認められた。 検討事項を除き、適正であると認められた。
------------------	--------	--------------------------------------

イ 書面監査

松本空港管理事務所	平成14年12月26日	適正であると認められた。
自治研修所	”	”
短期大学	”	”
中央児童相談所	”	”
飯田児童相談所	”	”
諏訪児童相談所	”	”
佐久児童相談所	”	”
諏訪湖健康学園	”	”
東信労政事務所	”	”
南信労政事務所	”	”
北信労政事務所	”	”
長野技術専門学校	”	”
飯田技術専門学校	”	”
伊那技術専門学校	”	”
佐久技術専門学校	”	”
上松技術専門学校	”	”
看護大学	”	指導事項を除き、適正であると認められた。
公衆衛生専門学校	”	適正であると認められた。
木曽看護専門学校	”	”
精神保健福祉センター	”	指導事項を除き、適正であると認められた。
上田食肉衛生検査所	”	適正であると認められた。
飯田食肉衛生検査所	”	”
動物愛護センター	”	”
長野消費生活センター	”	”
飯田消費生活センター	”	”
上田消費生活センター	”	”
名古屋事務所	”	”
大阪事務所	”	”
農業大学校	”	指導事項を除き、適正であると認められた。
病虫害防除所	”	適正であると認められた。
諏訪農業改良普及センター	”	”
上伊那農業改良普及センター	”	”
下伊那農業改良普及センター	”	”
木曽農業改良普及センター	”	”
松本農業改良普及センター	”	”
北安曇農業改良普及センター	”	”

北信農業改良普及センタ ー	〃	〃
飯田家畜保健衛生所	〃	〃
松本家畜保健衛生所	〃	〃
長野家畜保健衛生所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
林業大学校	〃	〃
佐久教育事務所	〃	適正であると認められた。
伊那教育事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松本教育事務所	〃	〃
体育センター	〃	適正であると認められた。
県立長野図書館	〃	〃
松本青年の家	〃	〃
小諸青年の家	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松川青年の家	〃	適正であると認められた。
望月少年自然の家	〃	〃
山岳総合センター	〃	〃
飯山北高等学校	〃	〃
飯山南高等学校	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 職員宿舍貸付料などに調定の時期が適切でないものがあつた。
下高井農林高等学校	〃	適正であると認められた。
中野実業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
須坂東高等学校	〃	適正であると認められた。
須坂高等学校	〃	〃
須坂園芸高等学校	〃	〃
北部高校	〃	〃
長野吉田高等学校	〃	〃
長野商業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野東高等学校	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 通勤手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 100,810円)
中条高等学校	〃	適正であると認められた。
犀峡高等学校	〃	〃
長野南高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
更級農業高等学校	〃	〃
松代高等学校	〃	〃
屋代南高等学校	〃	適正であると認められた。
坂城高等学校	〃	〃
上田千曲高等学校	〃	〃
上田染谷丘高等学校	〃	〃
丸子実業高等学校	〃	〃
東部高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
蓼科高等学校	〃	適正であると認められた。
望月高等学校	〃	〃

軽井沢高等学校	〃	〃
岩村田高等学校	〃	〃
野沢南高等学校	〃	〃
臼田高等学校	〃	〃
小海高等学校	〃	〃
富士見高等学校	〃	〃
茅野高等学校	〃	〃
諏訪清陵高等学校	〃	〃
諏訪二葉高等学校	〃	〃
岡谷南高等学校	〃	〃
岡谷工業高等学校	〃	〃
辰野高等学校	〃	〃
箕輪工業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
高遠高等学校	〃	適正であると認められた。
伊那弥生ヶ丘高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
赤穂高等学校	〃	〃
駒ヶ根工業高等学校	〃	適正であると認められた。
松川高等学校	〃	〃
飯田風越高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯田工業高等学校	〃	適正であると認められた。
下伊那農業高等学校	〃	〃
阿智高等学校	〃	〃
木曽高等学校	〃	〃
木曽山林高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
田川高等学校	〃	適正であると認められた。
梓川高等学校	〃	〃
松本工業高等学校	〃	〃
松本県ヶ丘高等学校	〃	〃
松本美須ヶ丘高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松本蟻ヶ崎高等学校	〃	適正であると認められた。
松本筑摩高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
豊科高等学校	〃	適正であると認められた。
池田工業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
大町北高等学校	〃	〃
白馬高等学校	〃	適正であると認められた。
松本盲学校	〃	〃
長野ろう学校	〃	〃
松本ろう学校	〃	〃
松本養護学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪養護学校	〃	適正であると認められた。
稲荷山養護学校	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 120,000円)
若槻養護学校	〃	適正であると認められた。
上田養護学校	〃	〃
寿台養護学校	〃	〃

飯田養護学校	〃	〃
小諸養護学校	〃	〃
木曾養護学校	〃	〃
飯山警察署	〃	〃
中野警察署	〃	〃
須坂警察署	〃	〃
長野南警察署	〃	〃
丸子警察署	〃	〃
望月警察署	〃	〃
小諸警察署	〃	〃
軽井沢警察署	〃	〃
臼田警察署	〃	〃
伊那警察署	〃	〃
駒ヶ根警察署	〃	〃
阿南警察署	〃	〃
塩尻警察署	〃	〃
松本警察署	〃	〃
豊科警察署	〃	〃
大町警察署	〃	〃
鑑識課	〃	〃
科学捜査研究所	〃	〃
交通安全センター	〃	〃
機動隊	〃	〃
警察学校	〃	〃

(2) 企業特別会計

ア 実地監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
南信発電管理事務所 駒ヶ根病院	平成14年6月6日 〃	適正であると認められた。 〃
阿南病院	平成14年6月7日	適正であると認められた。
こども病院 木曾病院	平成14年6月14日 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 〃
上田水道管理事務所 須坂病院	平成14年6月18日 〃	適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 22,000円) 通勤手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 164,040円 未支給額 610円)
須坂ガス管理事務所	〃	適正であると認められた。

企業局総務課 電気課	平成14年6月19日 "	検討事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
ガス課 医務課県立病院室	" "	" 次の指摘事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 機器及び備品の金額区分が改正されたにもかかわらず、改正前の基準で予算執行されていた。
水道課 地域開発課	" "	適正であると認められた。 "

#### イ 書面監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
北信発電管理事務所 小諸ガス管理事務所 篠ノ井ガス管理事務所 川中島水道管理事務所 松塩水道用水管理事務所	平成14年12月26日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 " " " 適正であると認められた。

### 3 監査結果の概要

#### (1) 普通会計

##### ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、2に記載したとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めた。

##### イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により指導し、改善を促した。

##### (ア) 収入事務

- ・ 未収金の縮減に一層努力を要するもの (5件)
- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費等の調定時期が遅いもの (3件)
- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費を徴収していないもの (2件)
- ・ 高等学校授業料の減免事務が適切でないもの (2件)
- ・ その他 (3件)

##### (イ) 契約事務

- ・ 請書が作成されていないもの (4件)
- ・ 予定価格の設定等が適切でないもの (13件)
- ・ 業者等選定事務が適切でないもの (3件)
- ・ 随意契約の理由等が適切でないもの (5件)
- ・ 見積書等の徴取が適切でないもの (5件)
- ・ 契約書が保存されていないもの (2件)
- ・ その他 (5件)

##### (ウ) 支出事務

- ・ 職員手当支給に誤りのあるもの（少額なもの）（5件）
- ・ 旅費支給に誤りのあるもの（少額なもの）（12件）
- ・ 監督職員と検査職員が同一人であるもの（7件）
- ・ 建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの（16件）
- ・ 建設廃棄物処理に関する費用が計上されていないもの（2件）
- ・ 支出科目に誤りがあるもの（2件）
- ・ 支出負担行為決議が適切でないもの（2件）
- ・ 完了検査の方法等が適切でないもの（3件）
- ・ 支払時期の遅いもの（2件）
- ・ 予算措置がされていないもの（2件）
- ・ 需用費等の執行が年度末に偏っているもの（3件）
- ・ 報酬の支払事務が適切でないもの（2件）
- ・ 賃金の支払事務が適切でないもの（2件）
- ・ 物品購入事務が適切でないもの（2件）
- ・ その他（13件）

(I) 補助金事務

- ・ 実績報告書の内容が適切でないもの（1件）
- ・ 完了検査調書の内容に誤りがあるもの（1件）

(オ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に関する帳票の整理を要するもの（6件）
- ・ 物品に関する帳票の整理を要するもの（12件）
- ・ 公有財産の管理に関する事務が適切でないもの（5件）
- ・ 備品の管理又は処分に関する事務が適切でないもの（8件）

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めた。

(ア) 収入事務

- ・ 市町村等への派遣職員の給与及び手当等については、「職員の派遣に関する協定書」により、派遣先の市町村等が負担することとされているが、その負担額について年度末に一括請求して納付を受けていることから、早期収入を図るため、期間を区分して請求することについて検討を求めたもの

(イ) 契約事務

- ・ 高等学校や地方事務所等の校（庁）舎及び宿舍の修繕工事において、予定価格を設定するために事前に見積りを依頼した業者が入札等に参加し、落札している事例が多数見受けられ、競争性が損なわれている状況にあるので、適正な処理について検討を求めたもの
- ・ 公共工事の実施にあたり、鉄道関連工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託して行う場合、従来から両者の協定書に基づき工事を施工しているが、工事費の積算内訳が不明確な状況にあるので、積算根拠が明確になるよう内訳書等の徴取について検討を求めたもの
- ・ 公共工事の実施にあたり、下水道建設工事を日本下水道事業団に委託して行う場合、従来から両者の協定書に基づき工事を施工しているが、見積書を徴取していない状況にあるので、見積書の徴取について検討を求めたもの

(ウ) 支出事務

- ・ 現地機関での工事請負費及び委託料の執行で、当初設計額を算出する方法と異なる方法で精算額を算出しているものが複数見受けられたので、同一の取扱いができるよう改善について検討を求めたもの
- ・ 公共工事の廃棄物については、適正な処理が求められているところであるが、小規模な工事について廃棄物処理費の未計上のものや処理状況を確認できる書類等が添付されていないなどの状況が

見受けられるので、適正な処理について検討を求めたもの

- ・ 交番及び駐在所新築工事等については警察本部で発注しているが、工事費が概ね1,000万円以上の工事について専門職員が配置されている住宅部施設課に工事施工依頼して実施する営繕工事制度があることから、この制度の活用について検討を求めたもの

(I) 財産管理事務

- ・ 研修施設における宿泊棟の利用者が少ない状況にあることから、利用率の向上について検討を求めたもの

(2) 企業特別会計

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、2に記載したとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めた。

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書により指導し、改善を促した。

(ア) 収入事務

- ・ 行政財産目的外使用許可に関する管理経費を徴収していないもの (1件)

(イ) 契約事務

- ・ 予定価格の設定等が適切でないもの (3件)
- ・ 契約の方法が適切でないもの (1件)

(ウ) 支出事務

- ・ 特殊勤務手当の支給事務が適切でないもの (1件)
- ・ 旅費支給に誤りがあるもの (1件)
- ・ 建設廃棄物の処理状況を確認できる書類が整備されていないもの (4件)
- ・ その他 (6件)

(I) 財産管理事務

- ・ 公有財産の管理に関する事務が適切でないもの (1件)

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めた。

(ア) 契約事務

- ・ 病院の修繕工事において、予定価格を設定するため事前に見積りを依頼した業者が入札等に参加し、落札している事例が見受けられ、競争性が損なわれている恐れがあるので、適正な処理について検討を求めたもの

(イ) 支出事務

- ・ 公共工事の廃棄物については、適正な処理が求められているところであるが、小規模な工事について廃棄物処理費の未計上のものや処理状況を確認できる書類等が添付されていないなどの状況が見受けられるので、適正な処理について検討を求めたもの

監査委員事務局